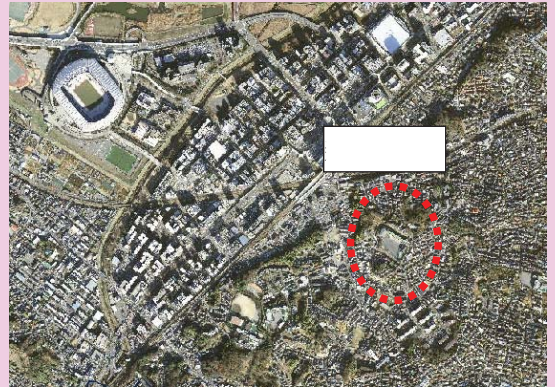
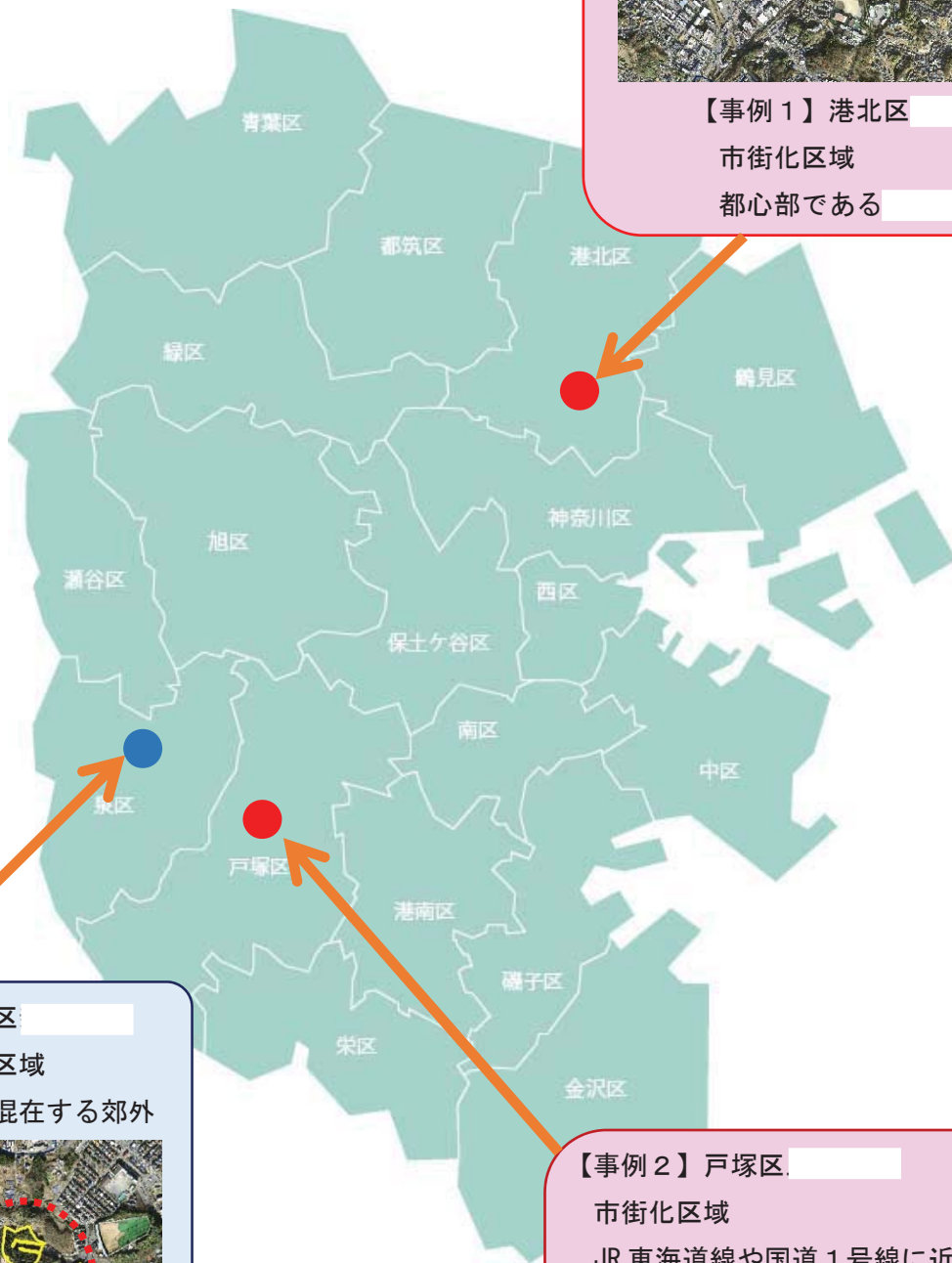
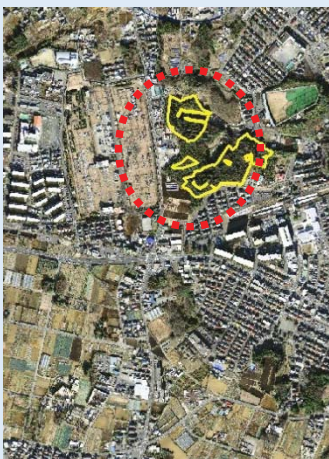


【位置図】



【事例1】港北区
市街化区域
都心部である の近く

【事例3】泉区
市街化調整区域
畑と住宅が混在する郊外



【事例2】戸塚区
市街化区域
JR東海道線や国道1号線に近い郊外の住宅地





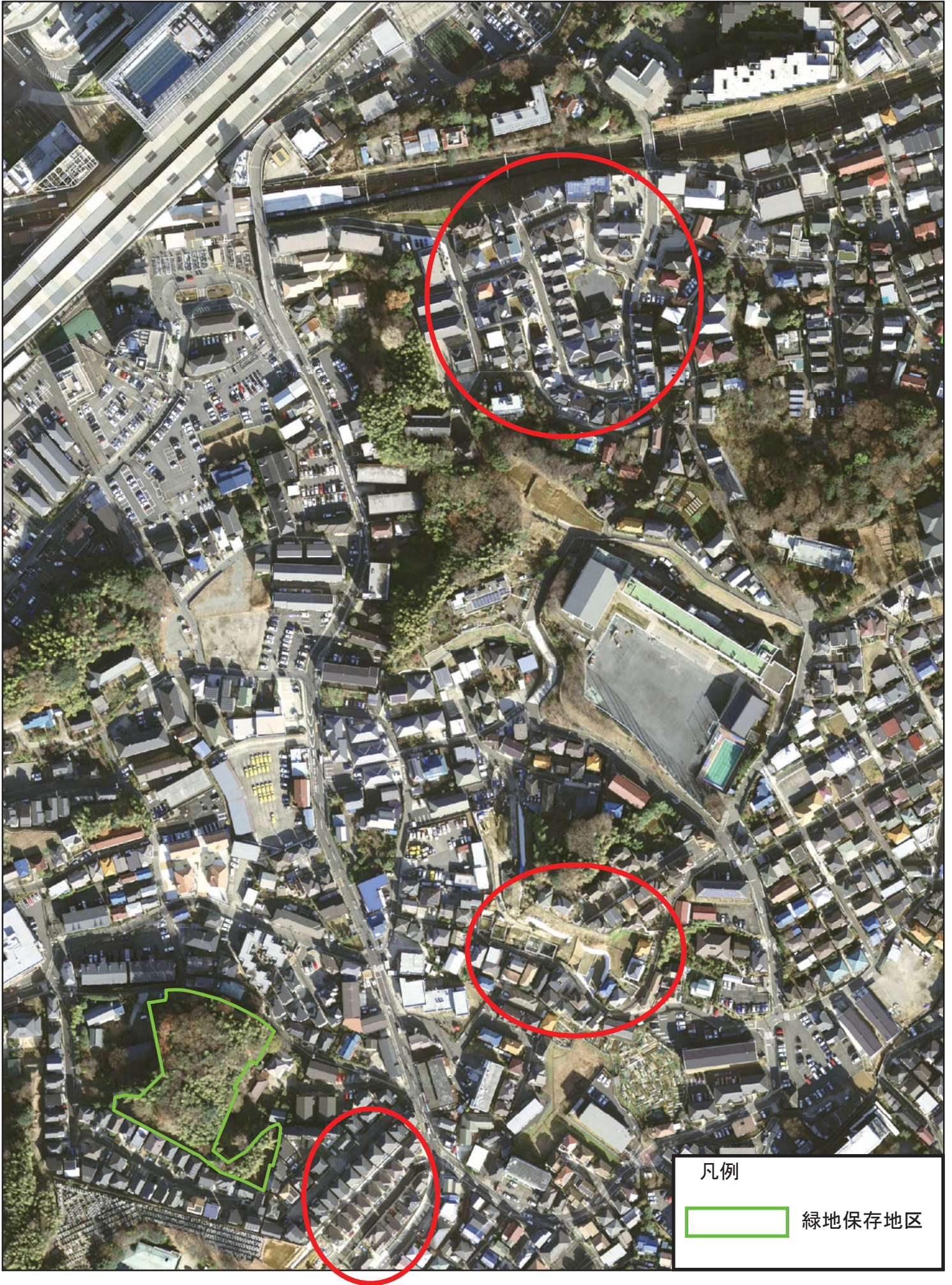
凡例

緑地保存地区

0 25 50 100 150 200 250
メートル

この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません

1:2,740



凡例



緑地保存地区

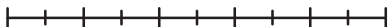
0 25 50 100 150 200 250メートル

この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません

1:2,740



0 10 20 30 40 50メートル



この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません

1:1,000






0 20 40 80 120 160 200メートル

この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません

1:2,500



凡例

 市民の森契約地

0 20 40 80 120 160 200メートル

この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません

1:2,500

■ 緑被地の減少理由の把握

～ 平成 21 年度と平成 26 年度の緑被率調査結果より ～

市街化区域の樹林地では、「戸建住宅」の建設による減少が最も多く、次いで「集合住宅」と続く

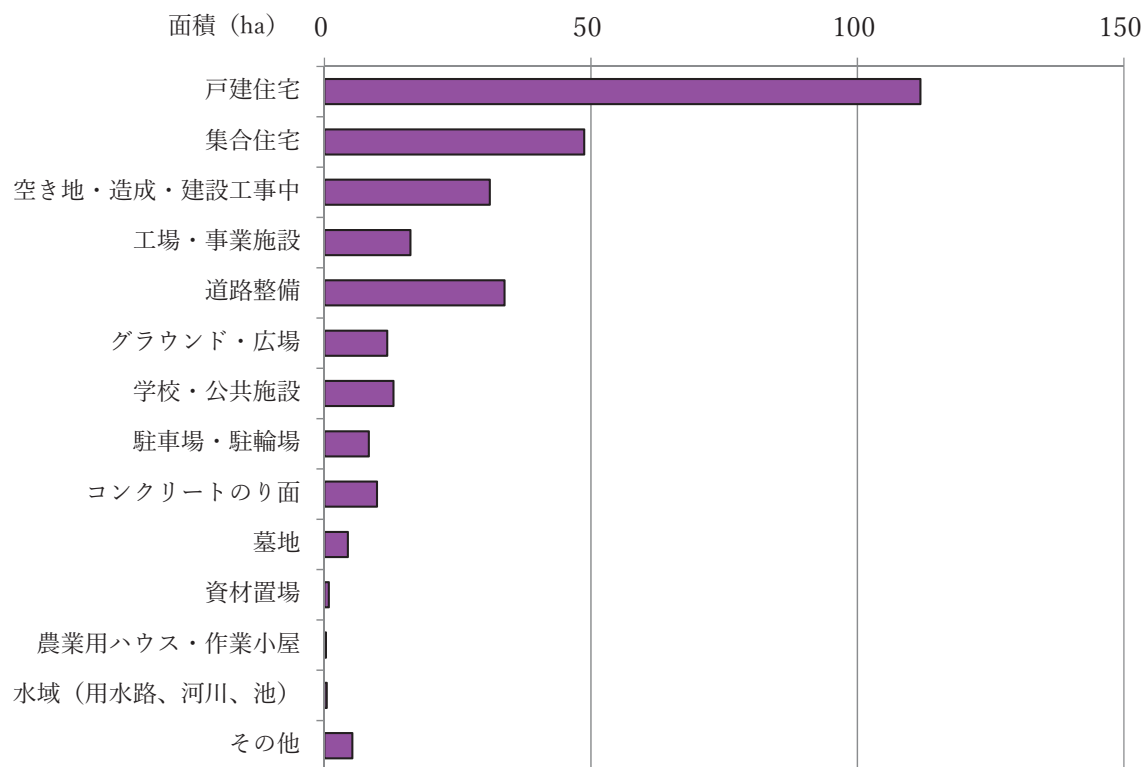


図 市街化区域の減少要因別面積（樹林地）

【事業費欄の見方】
 上段：事業費
 下段：うち横浜みどり税

※1：平成29年4月30日時点の数値

(単位：百万円)

| 施策方針/事業・取組 | 平成26年度決算額 | 平成27年度決算額 | 平成28年度決算見込額※1 | 平成29年度 | 平成30年度 | 5か年計画額に対する執行率 | 累計(3か年) | 5か年事業費 |
|--------------------------------|--------------|--------------|---------------|----------|----------|---------------|---------------|---------------|
| 取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む | | | | | | | | |
| 施策1 樹林地の確実な保全の推進 | | | | | | | | |
| 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り | 5,878 | 6,390 | 6,250 | - | - | 57% | 18,518 | 32,494 |
| | 677 | 1,151 | 913 | - | - | 77% | 2,741 | 3,556 |
| 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り | 5,878 | 6,390 | 6,250 | - | - | 57% | 18,518 | 32,494 |
| | 677 | 1,151 | 913 | - | - | 77% | 2,741 | 3,556 |
| 施策2：良好な森を育成する取組の推進 | | | | | | | | |
| 事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり | 554 | 624 | 672 | - | - | 49% | 1,850 | 3,745 |
| | 412 | 427 | 533 | - | - | 46% | 1,372 | 2,963 |
| 2 森づくりガイドライン等を活用した森の育成 | 392 | 431 | 476 | - | - | 62% | 1,299 | 2,100 |
| | 251 | 281 | 337 | - | - | 66% | 869 | 1,323 |
| 3 指定された樹林地における維持管理の支援 | 89 | 76 | 65 | - | - | 38% | 230 | 600 |
| | 89 | 76 | 65 | - | - | 38% | 230 | 600 |
| 4 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 | 68 | 114 | 128 | - | - | 31% | 310 | 1,000 |
| | 68 | 68 | 128 | - | - | 26% | 264 | 1,000 |
| 5 間伐材の有効利用 | 5 | 3 | 4 | - | - | 27% | 12 | 45 |
| | 4 | 2 | 3 | - | - | 23% | 9 | 40 |
| 事業③ 森を育む人材の育成 | 12 | 12 | 13 | - | - | 54% | 37 | 69 |
| | 12 | 12 | 13 | - | - | 54% | 37 | 69 |
| 6 森づくりを担う人材の育成 | 9 | 6 | 6 | - | - | 51% | 21 | 41 |
| | 9 | 6 | 6 | - | - | 51% | 21 | 41 |
| 7 森づくり活動団体への支援 | 3 | 6 | 7 | - | - | 57% | 16 | 28 |
| | 3 | 6 | 7 | - | - | 57% | 16 | 28 |
| 施策3：森と市民とをつなげる取組の推進 | | | | | | | | |
| 事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり | 54 | 59 | 57 | - | - | 52% | 170 | 330 |
| | 17 | 21 | 18 | - | - | 43% | 56 | 130 |
| 8 森の楽しみづくり | 14 | 17 | 16 | - | - | 47% | 47 | 100 |
| | 14 | 17 | 16 | - | - | 47% | 47 | 100 |
| 9 森に関する情報発信 | 40 | 42 | 41 | - | - | 53% | 123 | 230 |
| | 3 | 3 | 2 | - | - | 27% | 8 | 30 |
| 取組の柱1 合計 | 6,498 | 7,085 | 6,992 | - | - | 56% | 20,575 | 36,639 |
| | 1,118 | 1,611 | 1,476 | - | - | 63% | 4,205 | 6,719 |

※端数調整により、合計値は一致しないことがあります。

【事業費欄の見方】
 上段：事業費
 下段：うち横浜みどり税

※1：平成29年4月30日時点の数値

(単位：百万円)

| 施策方針/事業・取組 | 平成26年度決算額 | 平成27年度決算額 | 平成28年度決算見込額※1 | 平成29年度 | 平成30年度 | 5か年計画額に対する執行率 | 累計(3か年) | 5か年事業費 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|
| 取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる | | | | | | | | |
| 施策1 農に親しむ取組の推進 | | | | | | | | |
| 事業① 良好な農景観の保全 | 147 | 164 | 186 | - | - | 46% | 497 | 1,087 |
| | 75 | 83 | 78 | - | - | 42% | 236 | 560 |
| 10 水田の保全 | 49 | 36 | 58 | - | - | 42% | 143 | 343 |
| | 35 | 34 | 33 | - | - | 56% | 102 | 183 |
| 11 特定農業用施設保全 契約の締結 | 1 | 1 | 1 | - | - | 60% | 3 | 5 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 12 農景観を良好に維持 する取組の支援 | 75 | 96 | 96 | - | - | 48% | 267 | 562 |
| | 17 | 17 | 15 | - | - | 25% | 49 | 200 |
| 13 多様な主体による農 地の利用促進 | 23 | 31 | 31 | - | - | 48% | 85 | 177 |
| | 23 | 31 | 30 | - | - | 47% | 84 | 177 |
| 事業② 農とふれあう場づくり | 750 | 613 | 704 | - | - | 80% | 2,067 | 2,576 |
| | 354 | 65 | 227 | - | - | 59% | 646 | 1,101 |
| 14 様々な市民ニーズに 合わせた農園の開設 | 739 | 602 | 695 | - | - | 81% | 2,036 | 2,514 |
| | 354 | 65 | 227 | - | - | 59% | 646 | 1,101 |
| 15 市民が農を楽しみ支 援する取組の推進 | 11 | 11 | 9 | - | - | 50% | 31 | 62 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 施策2 地産地消の推進 | | | | | | | | |
| 事業③ 身近に感じる地産地消の 推進 | 28 | 36 | 34 | - | - | 38% | 98 | 257 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 16 地産地消にふれる機 会の拡大 | 28 | 36 | 34 | - | - | 38% | 98 | 257 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 事業④ 市民や企業と連携した地 産地消の展開 | 3 | 7 | 13 | - | - | 35% | 23 | 65 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 17 地産地消を広げる人 材の育成 | 2 | 3 | 3 | - | - | 36% | 8 | 22 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 18 市民や企業等との連 携 | 1 | 4 | 11 | - | - | 37% | 16 | 43 |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 取組の柱2 合計 | 928 | 820 | 937 | - | - | 67% | 2,685 | 3,985 |
| | 429 | 148 | 305 | - | - | 53% | 882 | 1,661 |

※端数調整により、合計値は一致しないことがあります。

【事業費欄の見方】
 上段：事業費
 下段：うち横浜みどり税

※1：平成29年4月30日時点の数値

(単位：百万円)

| 施策方針/事業・取組 | 平成26年度決算額 | 平成27年度決算額 | 平成28年度決算見込額※1 | 平成29年度 | 平成30年度 | 5か年計画額に対する執行率 | 累計(3か年) | 5か年事業費 |
|------------------------------------|-----------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|
| 取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる | | | | | | | | |
| 施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進 | | | | | | | | |
| 事業① 民有地での緑の創出 | 31 | 28 | 25 | - | - | 27% | 84 | 306 |
| | 18 | 15 | 12 | - | - | 18% | 45 | 245 |
| 19 民有地における緑化の助成 | 2 | 2 | 2 | - | - | 4% | 6 | 148 |
| | 0 | 1 | 0 | - | - | 1% | 1 | 123 |
| 20 建築物緑化保全契約の締結 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 21 名木古木の保存 | 19 | 14 | 11 | - | - | 40% | 44 | 109 |
| | 16 | 11 | 9 | - | - | 36% | 36 | 100 |
| 22 人生記念樹の配布 | 11 | 12 | 12 | - | - | 70% | 35 | 50 |
| | 3 | 4 | 4 | - | - | 45% | 10 | 22 |
| 事業② 公共施設・公有地での緑の創出 | 776 | 691 | 1,008 | - | - | 55% | 2,475 | 4,465 |
| | 283 | 491 | 367 | - | - | 59% | 1,141 | 1,919 |
| 23 公共施設・公有地での緑の創出・管理 | 213 | 413 | 286 | - | - | 67% | 912 | 1,370 |
| | 0 | 213 | 52 | - | - | 177% | 265 | 150 |
| 24 公有地化によるシンポル的な緑の創出 | 301 | 1 | 445 | - | - | 45% | 747 | 1,650 |
| | 21 | 1 | 38 | - | - | 19% | 60 | 324 |
| 25 いきいきとした街路樹づくり | 262 | 277 | 277 | - | - | 56% | 816 | 1,445 |
| | 262 | 277 | 277 | - | - | 56% | 816 | 1,445 |
| 施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進 | | | | | | | | |
| 事業③ 市民協働による緑のまちづくり | 196 | 151 | 165 | - | - | 55% | 512 | 931 |
| | 196 | 151 | 165 | - | - | 55% | 512 | 931 |
| 26 地域緑のまちづくり | 196 | 151 | 165 | - | - | 55% | 512 | 931 |
| | 196 | 151 | 165 | - | - | 55% | 512 | 931 |
| 事業④ 子どもを育む空間での緑の創出 | 70 | 64 | 57 | - | - | 41% | 191 | 463 |
| | 10 | 9 | 11 | - | - | 40% | 30 | 75 |
| 27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 | 70 | 64 | 57 | - | - | 41% | 191 | 463 |
| | 10 | 9 | 11 | - | - | 40% | 30 | 75 |
| 事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出 | 173 | 519 | 513 | - | - | 74% | 1,205 | 1,620 |
| | 146 | 143 | 483 | - | - | 53% | 772 | 1,470 |
| 28 都心臨海部の緑花による賑わいづくり | 173 | 519 | 513 | - | - | 74% | 1,205 | 1,620 |
| | 146 | 143 | 483 | - | - | 53% | 772 | 1,470 |
| 取組の柱3 合計 | 1,247 | 1,454 | 1,768 | - | - | 57% | 4,469 | 7,784 |
| | 654 | 809 | 1,038 | - | - | 54% | 2,501 | 4,639 |

※端数調整により、合計値は一致しないことがあります。

【事業費欄の見方】
 上段：事業費
 下段：うち横浜みどり税

※1：平成29年4月30日時点の数値

(単位：百万円)

| 施策方針/事業・取組 | 平成26年度決算額 | 平成27年度決算額 | 平成28年度決算見込額※1 | 平成29年度 | 平成30年度 | 5か年計画額に対する執行率 | 累計(3か年) | 5か年事業費 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|
| 効果的な広報の展開 | | | | | | | | |
| 事業① 市民の理解を広げる広報の展開 | 16 | 17 | 16 | - | - | 61% | 49 | 80 |
| 29 計画の周知や実績報告 | 16 | 17 | 16 | - | - | 61% | 49 | 80 |
| 広報の展開 合計 | 16 | 17 | 16 | - | - | 61% | 49 | 80 |

※端数調整により、合計値は一致しないことがあります。

(単位：百万円)

| 横浜みどりアップ計画 事業費総計 | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|--|
| 平成26年度決算額 | 平成27年度決算額 | 平成28年度決算見込額※1 | 平成29年度 | 平成30年度 | 5か年計画額に対する執行率 | 累計(3か年) | 5か年事業費 | |
| 8,689 | 9,376 | 9,712 | - | - | 57% | 27,777 | 48,488 | |
| 2,200 | 2,569 | 2,819 | - | - | 58% | 7,588 | 13,019 | |

(単位：百万円)

| 柱別事業費 計 | | | | | | |
|----------------|--------|------------|-------|------------|-------|------------|
| | 取組の柱1 | | 取組の柱2 | | 取組の柱3 | |
| | 事業費 | 事業費計に占める割合 | 事業費 | 事業費計に占める割合 | 事業費 | 事業費計に占める割合 |
| 5か年事業費 | 36,639 | 75% | 3,985 | 8% | 7,784 | 16% |
| | 6,719 | 51% | 1,661 | 12% | 4,639 | 35% |
| 3か年決算見込額 | 20,575 | 74% | 2,685 | 9% | 4,469 | 16% |
| | 4,205 | 55% | 882 | 11% | 2,501 | 32% |

横浜みどり税による成果

取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

【主な事業による成果】

1. 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

3か年事業費：185億1,800万円
うちみどり税：27億4,100万円

- みどり税を活用することで、指定地での買取り希望に対して確実に対応することができた
- 不測の事態による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進んだ
- 指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化した

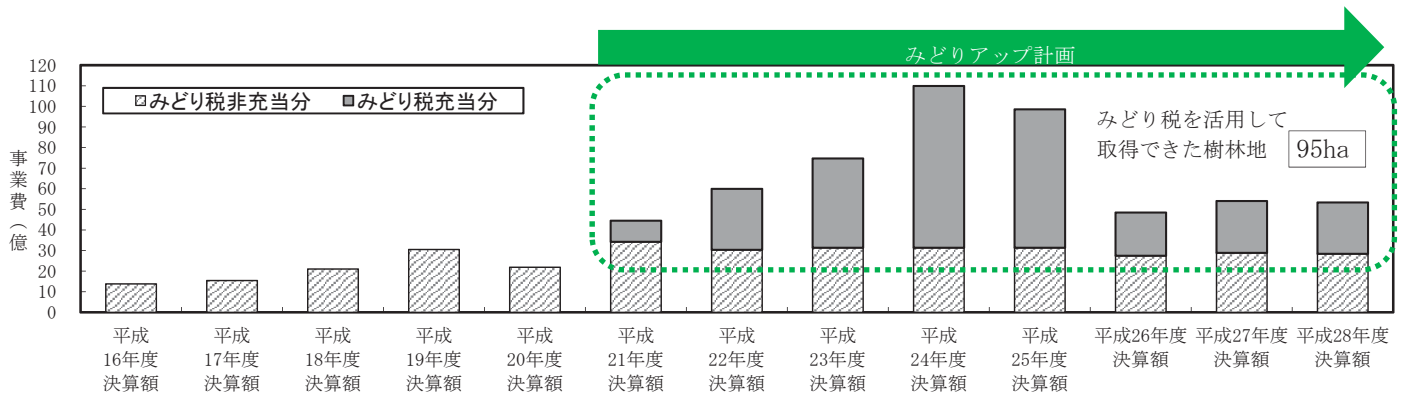


図 樹林地取得の事業費の推移

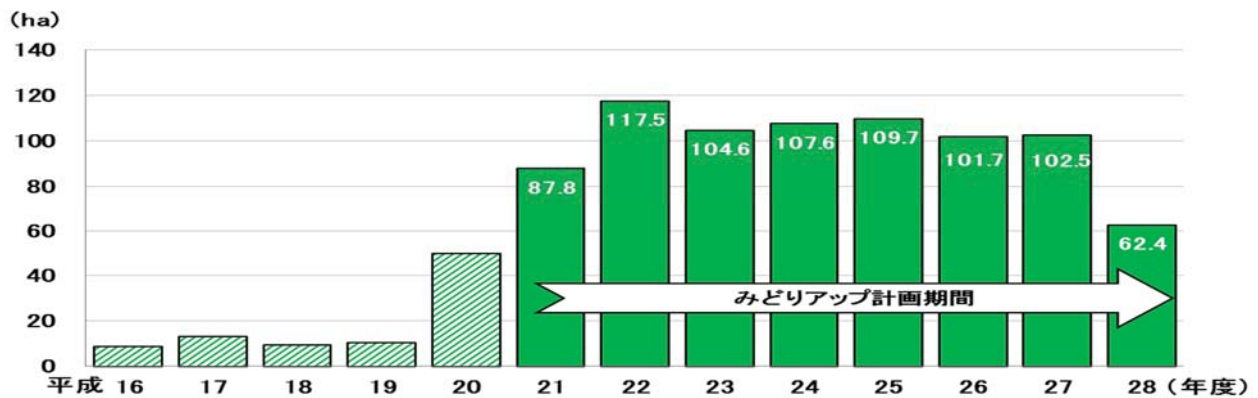


図 緑地保全制度による新規指定等の面積推移

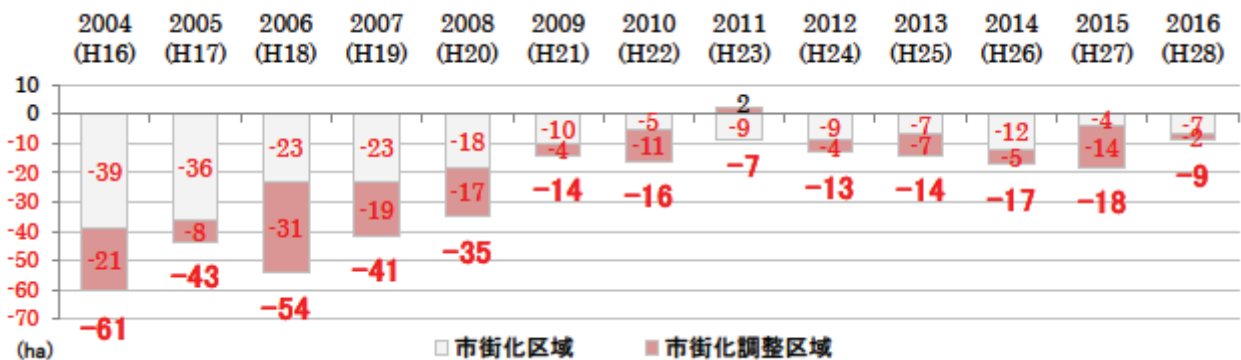


図 山林減少面積の推移 ※固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

| | | |
|--|---|------------|
| 1. 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り | みどり税充当額 | 27億4,100万円 |
| 指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化した。 | 新規指定面積：266.6ha 買取り面積：67ha | |
| 2. 森づくりガイドライン等を活用した森の育成 | みどり税充当額 | 8億6,900万円 |
| 市民の森、まとまった樹林のある公園等で保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、愛護会等と共通の認識を持ちながら維持管理を進めることができた。 | ガイドライン等を活用した維持管理 (樹林地) 361か所 (公園) 43か所 保全管理計画の策定 (樹林地) 8か所 (公園) 12か所 | |
| 3. 指定された樹林地における維持管理の支援 | みどり税充当額 | 2億3,000万円 |
| 樹林地を保有し続ける課題の一つである、維持管理負担軽減のため、緑地保全制度により指定した民有樹林地への維持管理の助成を進めた。 | 樹林地維持管理助成：318件 | |
| 4. 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 | みどり税充当額 | 2億6,400万円 |
| 危険な斜面地のある一部の樹林地において、生物多様性にも配慮した防災や安全性の対策工事を実施した。 | 法面の整備：8か所 | |
| 5. 間伐材の有効利用 | みどり税充当額 | 900万円 |
| 森の手入れで発生した間伐材の活用を図るため、森づくり活動団体に対して、間伐材のチップ化作業の支援を行った。 | チップターの貸出し：39回 | |
| 6. 森づくりを担う人材の育成 | みどり税充当額 | 2,100万円 |
| 森での管理に必要な知識や作業に関する研修を開催し、森づくりボランティアなどの育成を推進した。 | 研修の実施：41回 ニュースレターの発行：12回 | |
| 7. 森づくり活動団体への支援 | みどり税充当額 | 1,600万円 |
| 森づくり活動を行っている団体に対する道具の貸出しや助成等の支援を通じて、樹林地の効率的・効果的な維持管理を推進した。また、専門家の派遣により、生物多様性や安全性に配慮した保全管理作業のアドバイスを、活動団体のニーズに応える形で行うことができた。 | 森づくり活動団体への支援 (樹林地) 延べ79団体 (公園) 延べ28団体 | |
| 8. 森の楽しみづくり | みどり税充当額 | 4,700万円 |
| 大学や商工会議所等、多様な団体と協力して事業を進めたことで、市民が森に関わるきっかけをより大きな範囲に広げることに貢献するとともに、実施者側にも横浜の森について知っていただくことができた。 | イベント等の実施：345回 | |
| 9. 森に関する情報発信 | みどり税充当額 | 800万円 |
| 新規に指定された市民の森を中心にガイドマップを作成した。 | 市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ作成：7地域 | |

※ みどり税充当額は3か年の合計、百万円未満は四捨五入

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

【主な事業による成果】

10. 水田の保全

3か年事業費：1億4,300万円
うちみどり税：1億0,200万円

- 市内の水田の約9割にあたる 120.8ha を保全し、貯水機能や景観形成などの市民共有の貴重な農景観である水田の減少を食い止めることができた



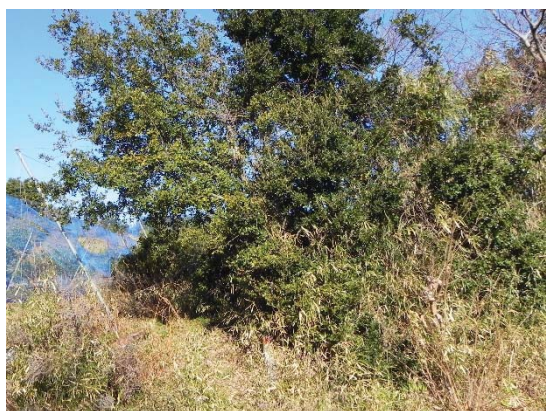
図 横浜市の水稲作付面積と保全承認面積の推移

【主な事業による成果】

13. 多様な主体による農地の利用促進

3か年事業費：8,500万円
うちみどり税：8,400万円

- 遊休化した農地を市が一時的に借り受けて復元し、意欲ある担い手により遊休農地が耕作され、良好な農景観を保全することができた



現在はミカンの苗木が植えられている

【主な事業による成果】

14. 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

3か年事業費：20億3,600万円
うちみどり税：6億4,600万円

○農園の開設や農園付公園の整備が進み、市民が農を楽しむ場が多くつくられた

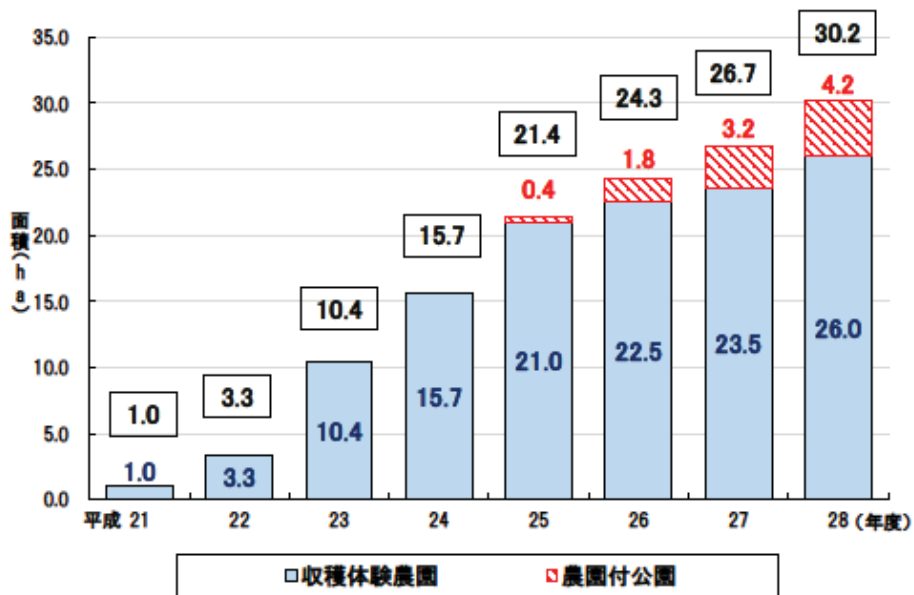


図 収穫体験農園・農園付公園の整備面積推移

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

| | | |
|---|--|-----------|
| 10. 水田の保全 | みどり税充当額 | 1億200万円 |
| 水稲作付を10年間継続することを条件に土地所有者へ奨励金を交付し、市内の水田のうちの約9割を水田景観として保全した。 | 水田保全承認面積：120.8 ha | |
| 12. 農景観を良好に維持する取組の支援 | みどり税充当額 | 4,900万円 |
| 農地の保全活動に対する支援や、地域団体が利用するたい肥化設備などの共同利用設備整備への助成を行うことで、まとまりのある農地・農景観が良好に維持された。 | 良好に維持されている農地の面積： 723 ha 共同利用設備の整備：5件 | |
| 13. 多様な主体による農地の利用促進 | みどり税充当額 | 8,400万円 |
| 農地の長期貸付を支援することで、意欲ある担い手により遊休農地が耕作され、営農環境が向上し、良好な農景観を保全した。また、遊休化した農地を市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けた。 | 長期貸付開始農地：31.3 ha | |
| 14. 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設 | みどり税充当額 | 6億4,600万円 |
| 農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農を楽しむ場が多く作られた。 | 収穫体験農園の開設支援：5.0 ha 農園付公園の整備：3.8 ha | |

※ みどり税充当額は3か年の合計、百万円未満は四捨五入

取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

【主な事業による成果】

26. 地域緑のまちづくり

3か年事業費：5億1,200万円
うちみどり税：5億1,200万円

○専門家による緑化計画づくりの支援等により、市内35地区において、様々な緑をつくる活動が行われ、地域で緑化を推進した



図 地域緑のまちづくり実施箇所

【主な事業による成果】

28. 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

3か年事業費：12億500万円
うちみどり税：7億7,200万円

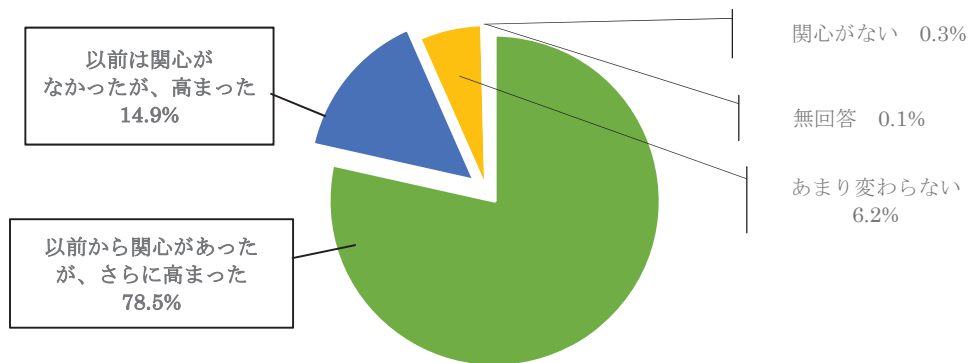
○都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹などを中心に、質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづくりにつなげた



○ 全国都市よこはま緑化フェア（H29年3月25日～6月4日）

都心臨海部の都市公園や港湾緑地などにおいて進めてきた、緑や花による空間演出や質の高い維持管理の成果を生かし、フェア会場として活用。

▽ 来場者数：566万人（みなとガーデンエリア）

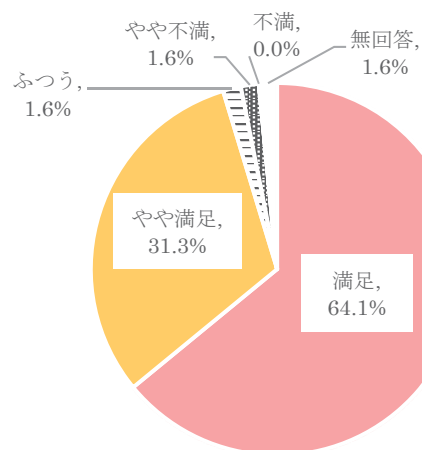


図：フェア来場者アンケート「花や緑への関心について」回答結果

○ 山下公園と港の見える丘公園のバラ園ガイドツアー（H30年5月20日、21日）

山下公園や港の見える丘公園で行ってきたバラ園や花壇等の整備、維持管理の成果を多くの市民の方にも楽しんでいただくためのガイドツアーを実施。

▽ 参加者数：238人（2日間で計6回実施）



図：参加者アンケート「ガイドツアーの感想」回答結果

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

| | | |
|--|---------------------------------|--------------|
| 19. 民有地における緑花の助成 | みどり税充当額 | 100 万円 |
| 民有地での緑化推進を図るため、緑の少ない区では、屋上緑化や壁面緑化だけでなく公開性や視認性の高い場所での地面での緑化を対象とするなど、助成内容を拡充して助成した。 | 緑化の助成：17 件 | |
| 21. 名木古木の保存 | みどり税充当額 | 3,600 万円 |
| 名木古木として指定を進め、樹木医による生育状況の確認や所有者への維持管理の適切な助言を行うなど、都市の美観風致の維持に寄与した。 | 新規指定：45 本 維持管理の助成：141 本 | |
| 22. 人生記念樹の配布 | みどり税充当額 | 1,000 万円 |
| 人生の節目の記念に、希望した苗木を無料で配布し、民有地緑化の普及、啓発を図った。 | 苗木の配布：23,093 本 | |
| 23. 公共施設・公有地での緑の創出・管理 | みどり税充当額 | 2 億 6,500 万円 |
| 各公共施設において、花を楽しめる植栽、屋上や壁面の緑化、生物多様性の向上につながる植栽など、多様な緑化により、市民が実感できる緑の創出が進んだ。 | 緑の創出：56 か所 創出した緑の維持管理：234 件 | |
| 24. 公有地化によるシンボリックな緑の創出 | みどり税充当額 | 6,000 万円 |
| 緑の少ない区を対象に、多くの市民の目に触れる場所で、緑豊かな公園の整備を進めるための用地取得を進めた。 | 事業推進：4 か所 | |
| 25. いきいきとした街路樹づくり | みどり税充当額 | 8 億 1,600 万円 |
| 市民の目にする機会が多い駅前広場や公共施設周辺、幹線道路などの街路樹が良好に育成された。また、都心臨海部や区の代表的な街路樹について管理を充実して行ったことにより、緑豊かな街並み景観の形成に寄与した。 | 18 区で推進 | |
| 26. 地域緑のまちづくり | みどり税充当額 | 5 億 1,200 万円 |
| 地域の緑化計画に基づく緑化活動により、住宅地から商業・工業地域まで、その地区ならではの緑のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミュニティ活動も盛んになった。 | 新規地区：19 地区 継続地区：16 地区 | |
| 27. 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 | みどり税充当額 | 3,000 万円 |
| 校庭・園庭の芝生化に加え、ビオトープや花壇、樹木による植栽など、子どもたちが多くの時間を過ごす場所で、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑が増えた。 | 緑の創出：118 か所 芝生等の維持管理：推進 | |
| 28. 都心臨海部の緑花による賑わいづくり | みどり税充当額 | 7 億 7,200 万円 |
| 都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹などを中心に、質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづくりにつなげた。 | 都心臨海部の緑花：22 か所 緑化の維持管理：15 か所 | |

※ みどり税充当額は3か年の合計、百万円未満は四捨五入

森林環境税(仮称)等の創設について(案) ～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して
課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の
譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、
減免、納付・納入、罰則等に関して
所要の措置

譲与総額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村 及び 都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

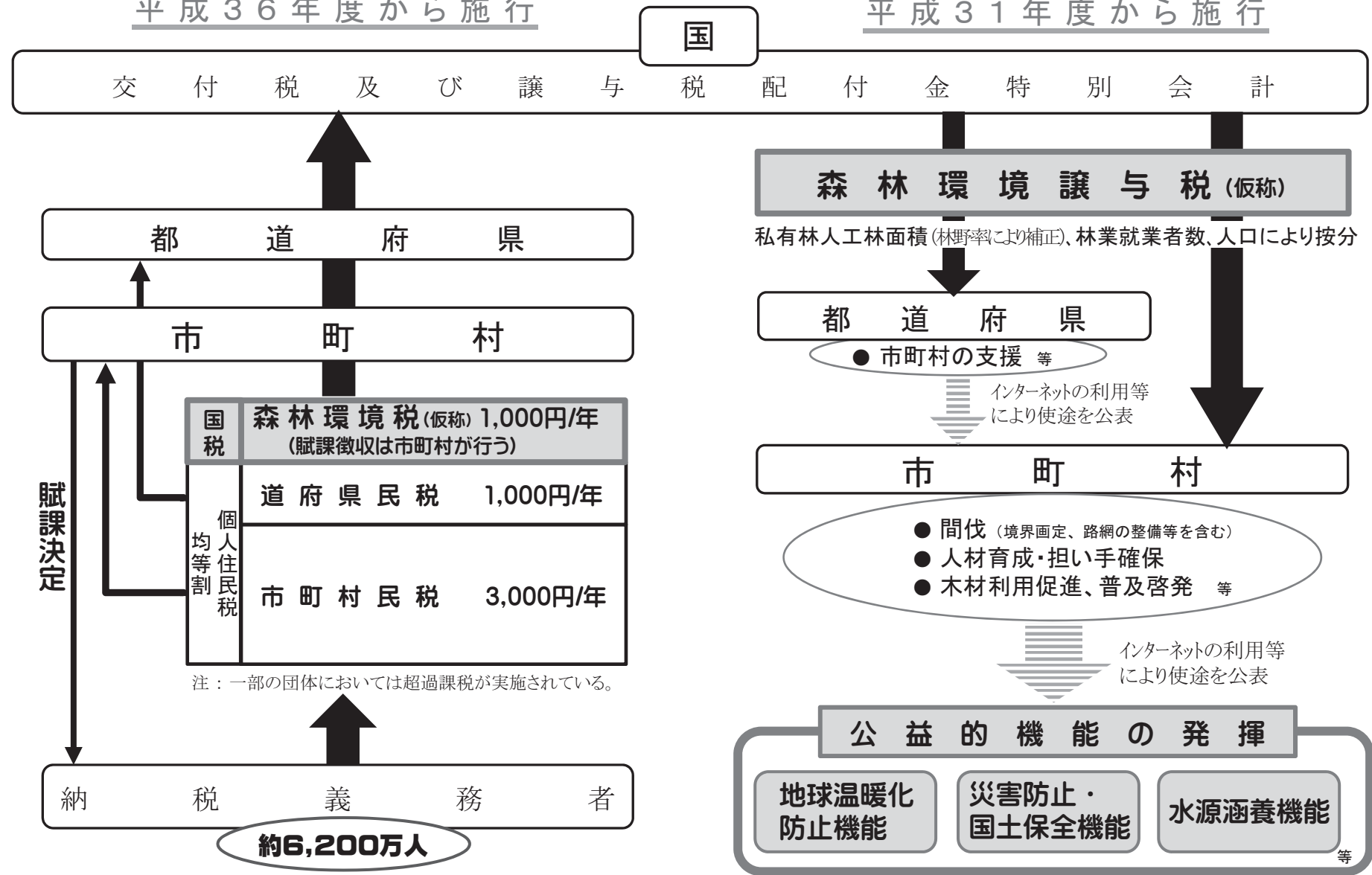
- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

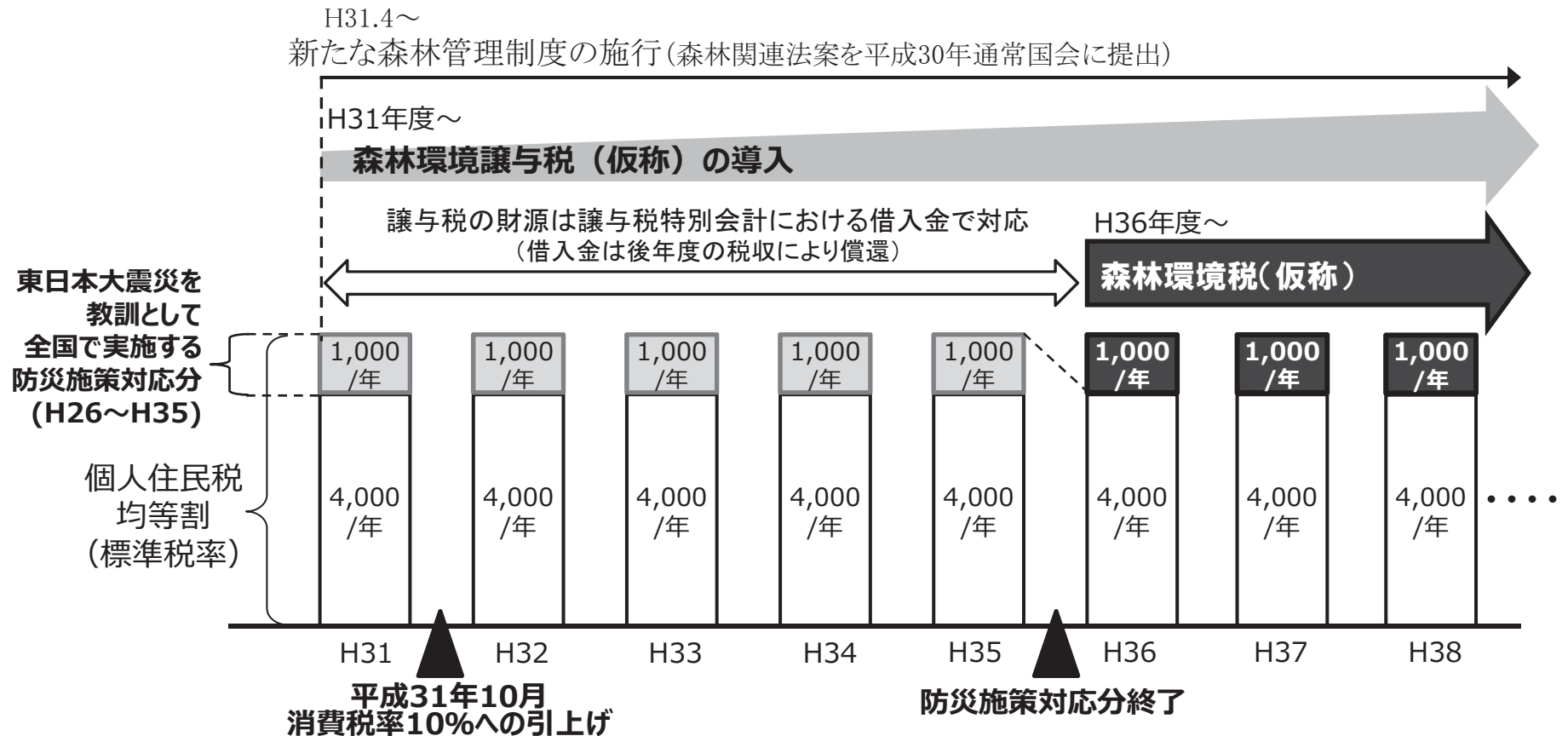
平成31年度から施行



森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設フレーム(案)

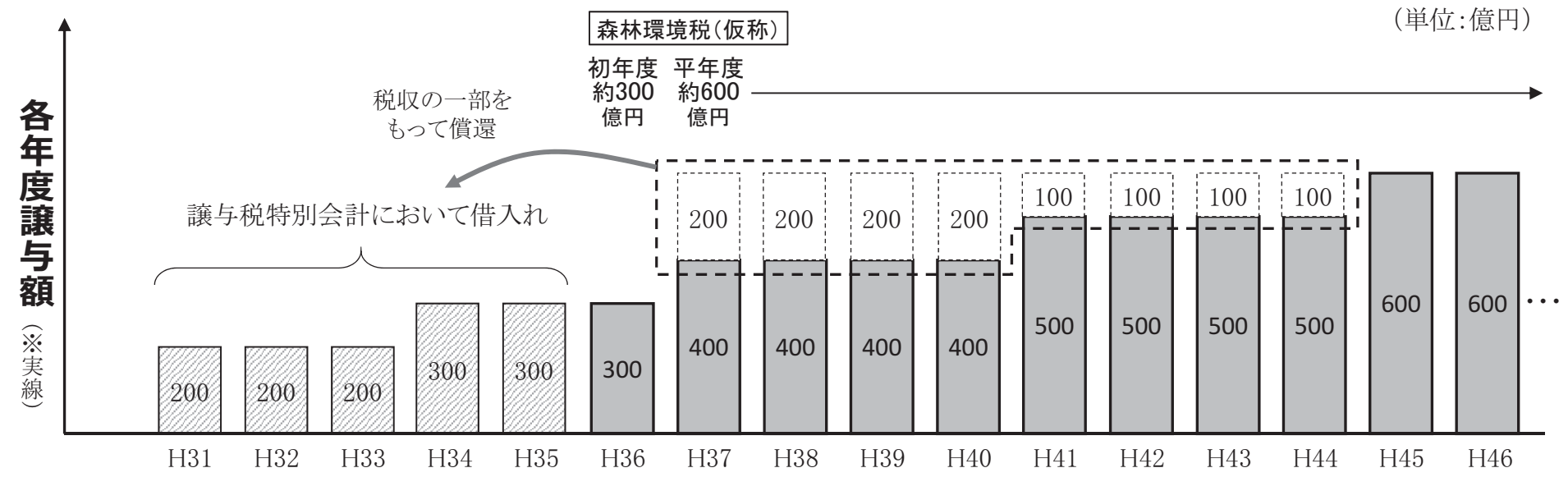
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※平成30年通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---|-----|---|---------|---|-----|---|---------|---|--|--|---------|--|
| 市: 県の割合 | 80 : 20 | | | | 85 : 15 | | | | 88 : 12 | | | | 90 : 10 | |
| (市町村分) | 160 | → | 240 | → | 340 | → | 440 | → | 540 | → | | | | |
| (都道府県分) | 40 | → | 60 | → | 60 | → | 60 | → | 60 | → | | | | |

- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
 - 市町村と同じ基準

※ 税金は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
 ※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税金(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

事務局一資料 2

(単位：百万円)

| 年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 譲与額 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 40,000 | 40,000 |
| 市県の割合 | 80 : 20 | | | | | | 85 : 15 | |
| 県分 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| 市分 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 34,000 | 34,000 |
| 横浜市分 | 森林面積 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 林業就業者数 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| | 人口 | 140 | 140 | 140 | 210 | 210 | 210 | 297 |
| 横浜市譲与見込額計 | 143 | 143 | 143 | 214 | 214 | 214 | 304 | 304 |

| 年度 | 39年度 | 40年度 | 41年度 | 42年度 | 43年度 | 44年度 | 45年度 | 46年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 譲与額 | 40,000 | 40,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 60,000 | 60,000 |
| 市県の割合 | 85 : 15 | | 88 : 12 | | | | 90 : 10 | |
| 県分 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| 市分 | 34,000 | 34,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 54,000 | 54,000 |
| 横浜市分 | 森林面積 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 林業就業者数 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| | 人口 | 297 | 297 | 385 | 385 | 385 | 385 | 472 |
| 横浜市譲与見込額計 | 304 | 304 | 393 | 393 | 393 | 393 | 482 | 482 |

平成30年度税制改正大綱

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

行う。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部

の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成 31 年 4 月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率 10%への引上げが平成 31 年 10 月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成 35 年度まで行われていること等を考慮し、平成 36 年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、年額 1,000 円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成 31 年度から行う。

平成 35 年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特

別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税込の一部をもって確実に償還する。

5 経済活動の国際化への対応

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、引き続き、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、国際的な脱税や租税回避に対してより効果的に対応していく。このため、平成 29 年度税制改正大綱の「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」で掲げた、①「B E P S プロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進、②「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」との「B E P S プロジェクト」の基本的考え方を踏まえた、健全な海外展開を歪める誘引の除去、③税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調、という基本方針の下で臨む。また、企業部門の予見可能性の向上にも配慮する。

平成 30 年度税制改正においては、「B E P S プロジェクト」の合意事項が盛り込まれた B E P S 防止措置実施条約や O E C D モデル租税条約を踏まえ、国際合意に則り必要な制度改正を行う。具体的には、国際課税における基本的な概念である「恒久的施設」の定義について、租税条約と国内法の適用関係を明確化し、恒久的施設認定の人為的回避に対応するなどの見直しを行う。

「B E P S プロジェクト」の実施枠組みへの参加は 100 か国を超え、非居住者保有の金融口座情報の自動的交換が一部始まるなど透明性の向上に向けた取り組みも進んでいる。今後も国際協調において主導的な役割を果たすため、わが国も引き続き国際合意に則った制度の整備を進める必要がある。特に、平成 29 年度税制改正大綱において中期的に取り組むべき事項として掲げた、移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、「B E P S プロジェクト」における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。

(2) 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し

高度外国人材等の受入れと長期間の滞在を更に促進する観点から、日本に長期間住所を有していた外国人が出国後に行った相続・贈与に対して国外財産も

[縮減等]

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（以下「非耐火既存住宅」という。）である場合の要件に、その取得の日以前 25 年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすこと（以下「経過年数等要件」という。）を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。

なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときには、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとする。

(注) 上記の改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年 4 月 1 日以後に買換え資産を取得する場合について適用する。

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

(1) 森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成 36 年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 9 に相当する額は、市町村に対し、当該額の 10 分の 5 の額を私有林人工林面積で、10 分の 2 の額を林業就業者数で、10 分の 3 の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 1 に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成 31 年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

① 平成 31 年度から平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

| 期 間 | 借入金の額及び譲与額 |
|----------------------|------------|
| 平成 31 年度から平成 33 年度まで | 200 億円 |
| 平成 34 年度及び平成 35 年度 | 300 億円 |

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

- ② 平成 36 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

| 期 間 | 償還額 |
|----------------------|--------|
| 平成 37 年度から平成 40 年度まで | 200 億円 |
| 平成 41 年度から平成 44 年度まで | 100 億円 |

(注 1) 平成 36 年度においては、借入金の償還は行わない。

(注 2) 償還額には、平成 31 年度から平成 35 年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

- ③ 平成 31 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

| 期 間 | 市町村 | 都道府県 |
|----------------------|-----------|-----------|
| 平成 31 年度から平成 36 年度まで | 100 分の 80 | 100 分の 20 |
| 平成 37 年度から平成 40 年度まで | 100 分の 85 | 100 分の 15 |
| 平成 41 年度から平成 44 年度まで | 100 分の 88 | 100 分の 12 |

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

5 租税特別措置等

(国 税)

[新設]

国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、当該権利の消滅時効を援用せずに支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととする。これに伴い、公的年金等に係る確定申告不要制度における全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件につい